

島根地方最低賃金審議会

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

第2回会議 議事要旨

開催日時	令和2年9月17日(木) 午前9時54分～午後0時10分		
開催場所	松江労働基準監督署会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金指導官が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側からは、電機産業は島根県の産業を牽引する基幹産業でありながら、賃金水準は他の産業別最低賃金と比べ、低位にある状況であり、基幹労働者に見合った賃金への引上げが必要であること。また、県内の製造業に占める電機産業の割合は非常に高く、優秀な人材確保及び人口流出に歯止めをかける観点からも、電機最賃の優位性の向上が必要であることなど、企業の支払能力、引上げにかかる影響を考慮したとしても十分引上げは可能であるとして、引上げ額3円の提示がなされた。 一方、使用者側からは、現在中小零細企業は、銀行からの融資、助成金等により雇用の維持、事業継続ができてきている状況であり、先行きが見えない中での賃金の引上げ、労働分配率の引上げを行うことは困難であること。また、未満率は4.6%であり、中小零細の下請けへの影響が大きいことなどを考慮すると現状維持が妥当と思われるが、労働者側の見解を考慮し、1円の引上げを提示された。			

その後協議した結果、労働者側は引上げ額3円は譲れないと主張。使用者側は引上げ額は2円までであると主張し、1円の違いではあるものの本日結審は難しいため、次回審議への持ち越しとなった。

- 5 部会長が、本会議の議事録及び議事要旨署名委員に、労働者側は青木委員、使用者側は森脇委員、公益は部会長を指名した。